

Ⅱ 調布八雲苑

第1 基本方針及び経営目標

1 基本方針

本年度は、調布八雲苑を開設してから30年を迎える節目の年となる。

30年の間には介護保険制度の創設、社会福祉法の改正など、施設運営の基盤を揺るがす各種の制度改正が行われたことから、施設の運営及び経営計画を長期的に検討することが難しい時期が続いた。

特に、介護報酬のマイナス改定は、施設経営に大きなダメージを与えたが、利用者の負担増と支出の削減を行うことで、平成27年度は黒字化を図ることができた。

そのような中、介護職員及び看護職員の確保も難しい状況にあったが、待遇及び職場環境の改善のほか、人材確保に向けて様々な媒体を活用したことが功を奏し、昨年度の下半期以降派遣職員をなくすことができたことは、大きな成果と言える。

また、30年という歩みの中で、施設は確実に老朽化し、電気設備、給排水設備等、改修に多額の費用を要する工事を具体的に検討しなければならない時期に来ていることから、本年度は、様々な改修工事及び機器の入れ替え等について、緊急性を考慮しながら中長期的な施設改修計画を策定することとしたい。

基幹の特養事業では、昨年度は入退所者が18人という多さで、利用者の入れ替わりが多い年となり、また、入所が原則として要介護3以上に限られたこともあり、入院者が常時2～3人いる状態となった。

当分は入退所者の多いことが予想されることから、利用者の健康管理に留意し、感染症対策を一層進めるとともに、待機者の状況についても常に考え、利用率の維持向上に努めていく。

また、経営の安定及び特養待機者を少しでも減らすために、平成30年度を見据えたショートステイ事業（4床）の特養への転換について、東京都及び調布市と協議を開始したい。

一方、通所介護事業では、要支援者に対して介護予防・日常生活支援総合事業が市町村事業として昨年10月から始まったが、こちらも開始と廃止の繰り返しで、利用率の向上は図られなかったが、本年度は認知症対応型通所事業の祝日運営と地域貢献事業の取組みについて地域の声を聞きながら検討を始め、利用率の向上につなげていきたい。

また、サテライト施設としての神代の杜は、引き続き調布八雲苑が本体施設としての役割を果たし、今後とも様々な角度から支援等を行っていく。

2 経営目標

本年度の経営目標を次のとおり掲げ、目標利用率の維持向上により経営の安定化を図る。特養は昨年度と同様であるが、短期入所生活介護事業（ショートステイ）及び通所介護事業は2～3%下げることとした。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用率	97%
(2) 短期入所生活介護事業（ショートステイ）	利用率	92%
(3) 通所介護事業（通常規模型）	利用率	85%
(4) 通所介護事業（認知症対応型）	利用率	80%
(5) 居宅介護支援事業	ケアプラン作成数	40件/月

第2 重点事項

1 管理課

(1) 経営の安定

調布八雲苑の経営の中心となる特養事業は従来型の相部屋であるが、従来型の良さをPRすることで、空床を出来るだけなくすことで経営の安定化を図りたい。

また、平成30年度を見据えてショートステイ事業（4床）の特養への転換について、東京都及び調布市と協議を開始するとともに、通所介護事業の利用率向上に向けた取組みについても、通所介護事業（認知症対応型）の祝日運営及び地域貢献事業の実施についても検討する。

(2) 人材の確保と定着

介護人材の確保と定着は焦眉の課題であり、国は待遇改善に向けた取組みを検討しているが、介護人材の確保は依然として厳しい状況にある。当面は職員の定着を図ることが重要であり、職員が心身ともに安心して仕事に取り組める環境づくりを行っていく。

また、研修生や実習生の受け入れを積極的に行い、福祉施設の魅力を若者に伝え、雇用につなげられるようにしていく。

なお、新規職員の確保等については、法人本部の方針に基づき、他の施設とも協力しながら人材の確保に努め派遣職員の解消を図っていく。

(3) 地域・ボランティアとの連携強化

住宅地内にある調布八雲苑は、地域との連携が不可欠である。引き続き地元自治会と協力して合同防災訓練を実施し、夏まつりの開催、保育園との交流など地域との連携・交流を深める。また、特にボランティアについては、施設運営の一部を担っていただいております。バスハイクの実施や研修などを通じて、ボランティア同士の交流も図っていく。

(4) 施設改修計画の策定

開設30年が経過し施設・設備は確実に老朽化し耐用年数を超えている設備もあり、施設内のあちらこちらで修繕の必要か所が増え、また、電気設備や給排水設備等、改修に多額の費用を要する工事を具体的に検討しなければならない時期に来ている。

そこで本年度は、様々な改修工事及び機器の入れ替え等をリストアップして、緊急性を考慮しながら中長期的な施設改修計画を策定することとしたい。

(5) 給食内容の充実

給食調理事業の業務委託業者は、これまで食中毒等の大きな事故はなく、引き続き同じ委託業者のもとで、栄養士と連携を図りながら、季節感があり、かつ、利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

また、利用者の食事内容について、利用者の状態に応じてきめ細やかな対応に努め、栄養ケアマネジメントによる利用者の健康に寄与していく。

なお、調理業務委託料は最低賃金等の影響もあり、調理員確保の面から年々上昇傾向であるが、3年から5年程度を目途に業者選定を進めていく。

(6) 神代の杜との連携

平成24年9月に開設した神代の杜は、調布八雲苑を本体施設とする「サテライト型小規模特養」であることから施設運営での連携を図る。具体的には、従来からの栄養士の兼務体制に加え、看護師、介護職員も臨機応変に支援体制を採っていく。

2 福祉課

(1) 利用者の重度化に対応したケアの推進

昨年度の福祉課では、入退院を繰り返す利用者が多く、そのため死亡や長期入院を余儀なくされ、利用率も目標利用率を維持することは困難な状態であった。現在の利用者の平均要介護度は4.3程度であるが、日常生活継続支援加算を採るためには重度者や認知症高齢者の受け入れが必要である。今後とも利用者の重度化や高齢化に対応したケアをより一層推進していくため、利用者の健康保持とサービスの充実に努め、感染症の防止や事故のリスクを低減するように努める。

(2) 介護と医療との連携、緊急時の対応及び看取りケアの実践

利用者・家族に対しては、従来と同様に「救急時における延命処置承諾書」を取り交わし、延命処置に対する意思確認を行う。今年度も入所時に「看取りケア指針」を説明し、利用者・家族に理解と同意を得ながら、看取り介護を希望する家族の要望に応じていく。また、利用者の重度化や緊急時に適切な対応ができるよう「介護と医療との連携」を一層推し進めていく。

(3) 各種対策委員会の実施と施設内研修の充実

感染症等対策委員会や事故防止対策委員会をはじめとする各種委員会の内容を充実させていく。特に、インフルエンザやノロウイルス等の感染症には細心の注意を払い、流行期前に研修を実施し、職員の感染症に対する意識の向上を図り、利用者や職員の予防接種等を義務付けながら必要な対策を講じていく。

(4) 外出機会の提供

利用者にとって外出の機会を得ることは季節を感じ、心身のリフレッシュにつながる。普段から室内で過ごすことが多い特養の利用者にとって、外出の機会は、貴重な体験である。従来から、年に一度、家族の同伴が可能な利用者を対象にバスハイクを実施してきたが、本年度も家族の要望を取り入れ、バスハイクを例年通り実施する。

また、それ以外の外出活動は、早めに計画化することで家族の協力も得やすくなるため、多くの利用者や家族が参加できるよう創意工夫をしていく。

3 高齢者在宅サービスセンター

医療介護総合推進法の施行以来、介護保険制度等の段階的な改正とともに地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者在宅サービスセンターが所管する全部門にとって大きな転機を迎えている。

このことから、本年度の事業計画においても、地域に居住する方々が安心して福祉・介護を利用できるようコンプライアンス及びインフォームドコンセントの徹底に努め、質の高いサービスが提供できるよう、各部門に求められる質を確保するため、以下を重点的事項として取り組んでいく。

(1) 地域で暮らす高齢者への支援（共通）

地域で暮らす高齢者が安心して福祉・介護を活用できるよう、地域の情報や課題を高齢者在宅サービスセンターに配属する全職員が共有するため、本年度も課内全体会議を定期開催する。

また、部門の特性に応じた研修や各連絡会等へ積極的に参加し、各部門間における連携強化及び専門性の向上により、その目標や解決に向け地域への還元に取り組んでいく。

(2) 利用率の維持と収支の安定化（共通）

利用率の維持と安定化を図るため、サービスの質の低下防止とともに利用者や家族（介護者）の介護ニーズに迅速に対応し、通所サービスが継続できるよう関係機関との連携を推進し、サービスの信頼性を高めていく。

また、多様化する利用ニーズ等を鑑み、認知症対応型通所介護の祝日運営や通所介護事業のサービス提供時間の見直しなどにより、利用価値のあるサービス提供に努めていく。

なお、居宅介護支援事業についても、隣接する地域包括支援センターと緊密な連携を図りながらケースの受入を行いつつ、適正な件数を維持し、健全な収支を実現していく。

(3) 通所系サービスのプログラム内容の再編

給付別に事業が細分化されていく中においても「自分でできることが、いつまでも自分でできるように」「外出する機会を変わらずに設けられるように」生活に活かせるプログラムの展開を図り支援していく。

また、高齢者（利用者）個々の生活に必要な動作等の維持及び向上を目指し、充実感（ニーズ）のあるプログラムの提供に努めるとともに、日常生活ニーズに応じた柔軟な対応を図ることにより介護者へのサポートに繋げる。

(4) 事故防止の徹底及び機能性、安全性の検証

「安心・安全・快適」を第一に考え、利用者や家族が安心してデイサービスを利用できるように環境整備を行う。

また、衛生面・環境面・職員配置等による危険因子を除去し、介護サービスの基本である快適性・安全性・信頼性の強化を図るとともに、制度改正等による法令遵守についても徹底し、それらに関連する業務のあり方を見直すことにより、信頼性を高める。

(5) 地域包括支援センターにおける地域との連携の推進

本年度も引き続き、支援が必要な高齢者等の早期発見や早期対応を心がけ、地域包括ケアシステムの中核を担う機関である地域包括支援センター機能を地域へ広く周知していく。

また、地域包括ケアシステムの構築についても、地域ネットワークの中心的な役割を果たせるよう「地域ケア会議」をはじめ、「地域密着型サービス運営推進会議」「ケアマネット」等に積極的に参画し、地域との連携を推進することにより、日常生活圏域における地域の課題やニーズの把握を行い、「地域資源の開発」や「地域で支え合える体制づくり」の一助が担えるよう取り組む。

(6) 福祉・介護における総合相談窓口機能の充実と推進

地域の福祉・介護における総合的な相談窓口の機能向上とともに、認知症高齢者等への支援及び家族への相談等、多様化するニーズに対応できるよう、適切な実態把握と迅速な対応を心がけ、必要な支援を行う。

また、権利擁護や高齢者虐待に関わる相談・通報について、慎重を期しながら各関係機関との連携を図るとともに、継続した在宅生活の支援につながるよう、情報の提供や専門的な相談により、地域の信頼に努める。

(7) 介護支援専門員の資質の向上

利用者が望むその人らしい生活の実現を図るため、専門職としての知識の習得とスキルアップを常に意識し、専門性の向上に努める。また、地域ネットワ

ークに積極的に参加し、情報の収集や連携の強化に取り組み、介護サービスを必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らすための適切なケアマネジメントを提供する。

また、ケアプラン点検事業については、引き続き、適正なり・アセスメントにつながるようケアマネジャー間での確認を行い、隣接する地域包括支援センターの主任ケアマネジャーからの助言等も得ながら取り組んでいく。

(8) 多様化する在宅ケアへの対応

増加傾向にある医療ニーズに対し、医療と介護を切れ目なく提供するため、日常的に近隣の地域包括支援センターや医療機関等と連携・協働を行い、利用者本位のケアプランの作成に注力する。

特に、在宅での看取りを選択するケース、医療ニーズ以外にも多様化する課題を有する困難ケースや短期のケアプラン利用者も同様に対応し、関係機関との連携維持に努める。